

入札説明書

この入札説明書は、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称

公立鳥取環境大学LED照明器具更新工事に係る実施設計委託

(2) 業務の内容

下記施設の照明設備をLED照明器具へ改修する工事に係る実施設計を行うものである。

対象施設

教育研究棟、実験・実習棟、サステナビリティ研究所

情報メディアセンター、学生センター、クラブハウス（A棟、B棟、C棟）

(3) 設計の概要

別紙仕様書による

(4) 契約の期間

契約締結日から令和6年8月30日までとする。

(5) 業務の場所

鳥取市若葉台北一丁目 公立大学法人公立鳥取環境大学

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 鳥取県内に本店を有していること。

(2) 公立大学法人公立鳥取環境大学契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から開札までのいずれの日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）においても、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱に定める建築関係建設コンサルタント業務入札参加資格者名簿に登録を有し、設備設計業務の入札参加資格を有する者であること。

(4) 常勤技術者として1級管工事施工管理技士又は建築設備士の資格を有する技術者を1名以上及び、1級電気工事施工管理技士又は建築設備士の資格を有する技術者を1名以上（建築設備士の場合のみは2名以上）有し、常勤全技術者を3名以上有する者であること。

(5) この公告の日から開札までのいずれの日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）においても、鳥取県から資格停止措置を受けていない者であること。

(6) この公告の日から開札までのいずれの日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(7) 次に掲げる者を本件業務に管理技術者として配置することができる者であること。

ア 建築設備士、1級建築士又は2級建築士（建築設備士、1級建築士にあっては資格取得後1年以上、2級建築士にあっては資格取得後5年以上の設計業務に係る実務経験を有すること）

イ 入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、参加資格資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）にある者であること。

(8) 事業者又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足る相当の理由のある者でないこと。

3 入札手続等

(1) 問合せ先

〒689-1111 鳥取市若葉台北一丁目1番1号
公立大学法人公立鳥取環境大学事務局総務課施設担当
電話 0857-38-6701
ファクシミリ 0857-38-6717
電子メール shisetsu@kankyo-u.ac.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

(1) と同じ。

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和6年4月23日（火）から同年5月17日（金）までの間にインターネットのホームページ (<http://www.kankyo-u.ac.jp>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年4月23日（火）から同年5月17日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ。

(4) 郵便等による入札

簡易書留郵便、一般書留郵便、レターパックプラス（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。なお、持参は認めない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月20日（月）午前10時00分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、令和6年5月17日（金）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市若葉台北一丁目1番1号 公立鳥取環境大学本部講義棟2階総務課

ウ 入札執行の立会

認めない

4 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第4号）を作成し、電子メール、ファクシミリ又は郵送（普通郵便可）により3の(1)の場所に令和6年5月7日（火）午後5時までに提出することとし、原則として、訪問又は電話による質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、令和6年5月9日（木）までに、インターネットのホームページ (<http://www.kankyo-u.ac.jp>) によりまとめて閲覧に供する。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、(2)の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を作成の上、3の(1)の場所に令和6年5月10日（金）午後5時までに電子メール、ファクシミリ、郵送（普通郵便可）又は持参の方法により提出しな

ればならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

ア 入札参加資格確認書(様式第1-1号)

イ 制限付一般競争入札参加申込書(様式第1-2号)

ウ 入札保証金免除申請書(様式第2号)

エ 測量・建設コンサルタント・地質調査及び補償コンサルタント業務入札参加資格認定通知書の写し

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された事前提出資料は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(6) 提出期限以降における事前提出資料の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札の資格審査について

5の(1)により提出のあった書類に対する入札参加資格の適合の可否、入札保証金の免除の可否については、令和6年5月14日(火)までに通知するものとする。

7 入札条件

(1) 入札は、郵送入札による。

(2) 入札書(様式第6号)は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約申込金額の110分の100に相当する金額を記入すること。

(4) 入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)を契約申込金額とする。

(5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(6) 再度入札は2回とする。(初回入札を含めて3回とする。)また、再度入札の連絡は、参加申込書の連絡先に電話でお知らせするので、再度入札可能な状態で入札執行時間は待機すること。(概ね30分程度)

ア 入札書又は辞退届は、電子メールの方法により提出すること。なお、電子メールの方法により提出できない場合は、ファクシミリの方法による提出を認める。

イ 送信した入札書又は辞退届の原本は、直ちに郵送により提出すること。

(7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(8) 入札者は、会計規則、契約事務取扱規程、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(9) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(10) 入札者は、入札書の記載内容についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。

(11) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ア 入札執行前には、入札辞退届を郵送すること。

イ 入札執行中には、入札辞退届を提出すること。

(12) 代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状(様式第5号)を3の(1)の場所に提出しなければならない。

- (13) 委任状及び入札書のあて名は、公立大学法人公立鳥取環境大学 理事長 小林 朋道 とする。
- (14) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

開札日に有効な入札参加資格を有している者が入札保証金免除申請書（様式第2号）提出することにより免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、契約事務取扱規程第40条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、契約事務取扱規程第41条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者（3の（4）の場合を除く。）のした入札
- (3) 委任状のない代理人の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (5) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (7) 記名押印のない入札書による入札
- (8) 金額数字の不鮮明な入札
- (9) 本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

10 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

11 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、公立大学法人公立鳥取環境大学契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、最低の価格をもって有効な入札を行った者が2者以上いるときは、くじにより決定する。

12 最低制限価格

適用しない

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として入札見積金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 受注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。

ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の50パーセントを超える場合

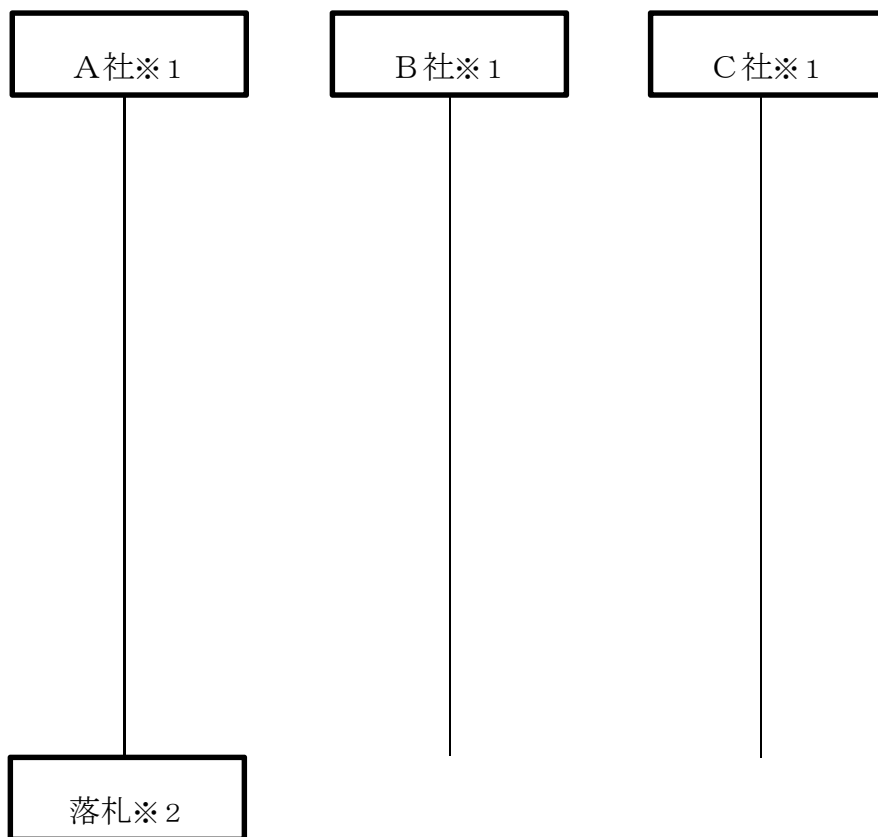
(イ) 再委託する行に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

- (6) 8の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札が決定したら直ちに契約保証金免除申請書（様式第7号）を3の(1)の場所に提出すること。

くじ引きの方法

- ①落札者の決定はあみだくじとする。
- ②くじの順番は左から受付順とし、同時の場合は50音順とする。
- ③左下を落札者とする。
- ④くじ引きとなった場合、担当者から連絡をするので、電子メールでくじ引き線の本数を指定する。
※期限までに連絡がない場合や明確でない場合は指定本数を1本とする。
- ⑤指定本数は1者につきくじ引き参加者に1を加えた数を限度とする。
(例：3者の場合1者4本まで)
- ⑥横線を引く順番は次のとおり。
 - ア くじ引き参加者が2者の場合
2本の縦線間に上から下に横線を引いていきます。
 - イ くじ引き参加者が3者の場合
3本の縦線間に左から上から下に交互に横線を引いていきます。
 - ウ くじ引き参加者が4者以上の場合
くじ引き参加者分の縦線間に左から順に上から下に横線を引いていき、一番右の縦線間に引いた後、折り返して右から順に上から下へ引いていきます。

※1 左から受付順とする（同時の場合は50音順とする）



※2 左下を落札者とする